

平成29年7月31日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、「平成29年度行政評価等プログラム」に基づき、平成29年8月から下記のテーマについて行政評価局調査を実施することとしましたので、公表します。

○ 下請取引の適正化に関する行政評価・監視

下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

○ 鳥獣被害対策に関する実態調査－ICTを活用した対策を中心として－

鳥獣被害対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、ICTを活用した鳥獣被害対策に係る効果的な取組とその普及実態、その他現場の課題を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施

(連絡先)

<下請取引の適正化に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

担当：右田

電話：03-5253-5450（直通）、FAX：03-5253-5457

<鳥獣被害対策に関する実態調査－ICTを活用した対策を中心として－>

総務省行政評価局総務課地方業務室

担当：高崎

電話：03-5253-5413（直通）、FAX：03-5253-5412

<行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当：柏尾

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。
<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

下請取引の適正化に関する行政評価・監視

調査の背景

○ 我が国の雇用の7割の受皿となっている下請等中小企業の取引条件の改善に向け、政府は下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)及び建設業法(昭和24年法律第100号)の運用基準・ガイドラインの改正・周知、個別の相談対応、勧告・指導など各種の取組を実施

○ しかし、下請法関係の指導や相談の件数は年々増加しており、依然として、下請取引の適正化は図られていないとの指摘あり
○ また、下請事業者の中には、制度の仕組みや法令で禁止される行為を十分に理解できていない、禁止行為があっても取引関係の解消を恐れて国等に相談等をしていないという状況もみられる

○ 下請取引の適正化を推進する観点から、関係事業者に対する制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

主要調査項目と調査の視点

1 下請取引に関する制度の周知状況

○ 講習会・セミナーの開催状況、取引調査員(下請Gメン)の活動状況

2 下請事業者からの相談等の処理状況

○ 事案の処理及びフォローアップの状況、下請事業者の相談等の窓口に対する認識・評価の状況

3 不適正取引の再発・未然防止への取組状況

○ 相談等事案の活用状況、制度・運用の見直し・改善の要望

主要調査対象

調査対象機関

公正取引委員会、中小企業庁、国土交通省

関連調査等対象機関

都道府県、事業者、関係団体等

調査実施期間

平成29年8月～30年7月(予定)

鳥獣被害対策に関する実態調査 —ICTを活用した対策を中心として—

調査の背景

- 鳥獣による農作物等の被害は、中山間地域を中心に全国的に発生
※ 鳥獣による農作物被害額：176億円（平成27年度）
- 捕獲の担い手である狩猟者が減少・高齢化傾向にある中、鳥獣被害の現場では有効な対策について試行錯誤している現状

- 国はICTを活用した鳥獣被害対策の実証実験を実施。実施地区の鳥獣被害が減少する等の効果
- 今後は、ICTを活用した鳥獣被害対策の普及が課題
- その他鳥獣被害対策の現場における課題も存在

- ICTを活用した鳥獣被害対策に係る効果的な取組とその普及実態、その他現場の課題を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 ICTを活用した鳥獣被害対策の実施状況

- 導入市町村におけるICTを活用した鳥獣被害対策の実施状況等
- 非導入市町村における導入検討の実施状況等

2 その他鳥獣被害対策の実施状況

- 捕獲鳥獣の処分、ジビエ活用の実施状況等

主要調査対象

調査対象機関

総務省、農林水産省、環境省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成29年8月～11月（予定）

(注)1 「鳥獣被害」…野生鳥獣による農作物等に対する被害

2 ICTを活用した鳥獣被害対策には、例えば獣が捕獲された際にわな設置者にメール配信されるわな捕獲センサーや、効率的な追い払いのため、獣検知情報がメール配信される獣検知センサーなどがある。

参 考 資 料

- 1 下請取引の適正化に関する行政評価・監視 1
- 2 鳥獣被害対策に関する実態調査－ICT を活用した対策を中心として－ 2

○ 「下請かけこみ寺」の相談実績

平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
4,179 件	4,931 件	4,982 件	5,473 件	5,825 件	6,583 件

(注) 1 中小企業庁の資料を基に当省が作成した。

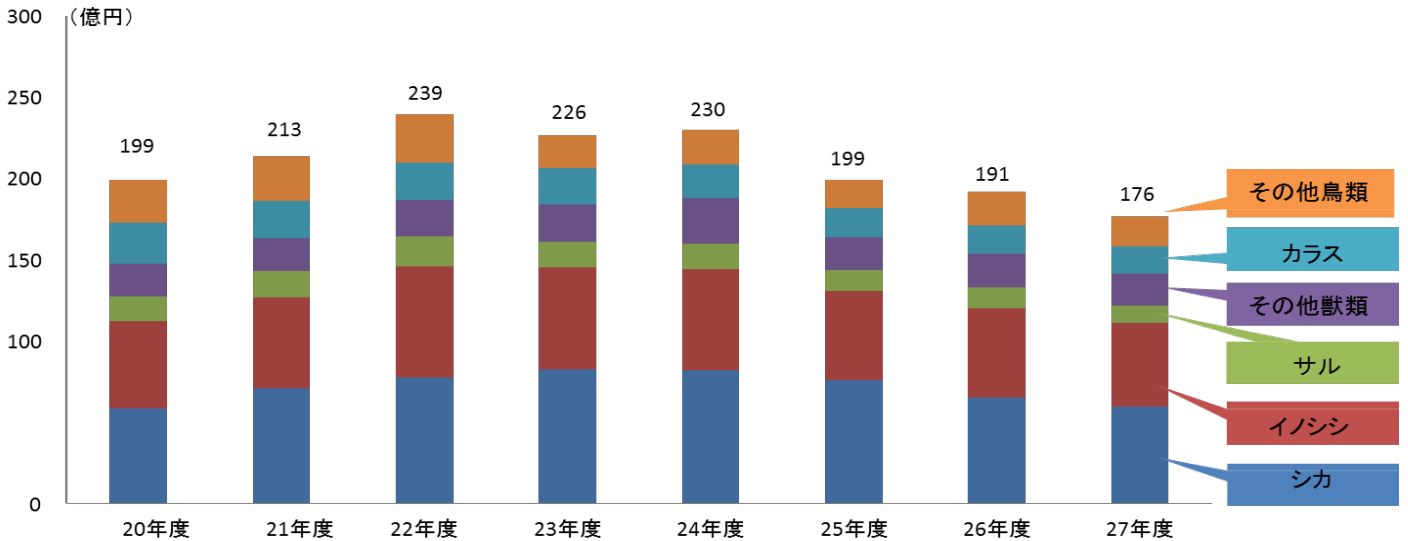
2 「下請かけこみ寺」は、中小企業庁の委託事業で、全国 48 か所に設置されており、中小企業が抱える取引上の様々な悩み・相談への対応等を行っているものである。

○ 公正取引委員会による下請法違反行為に対する勧告・指導の実績

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
勧告	18 件	16 件	10 件	7 件	4 件	11 件
指導	4,326 件	4,550 件	4,949 件	5,461 件	5,980 件	6,302 件

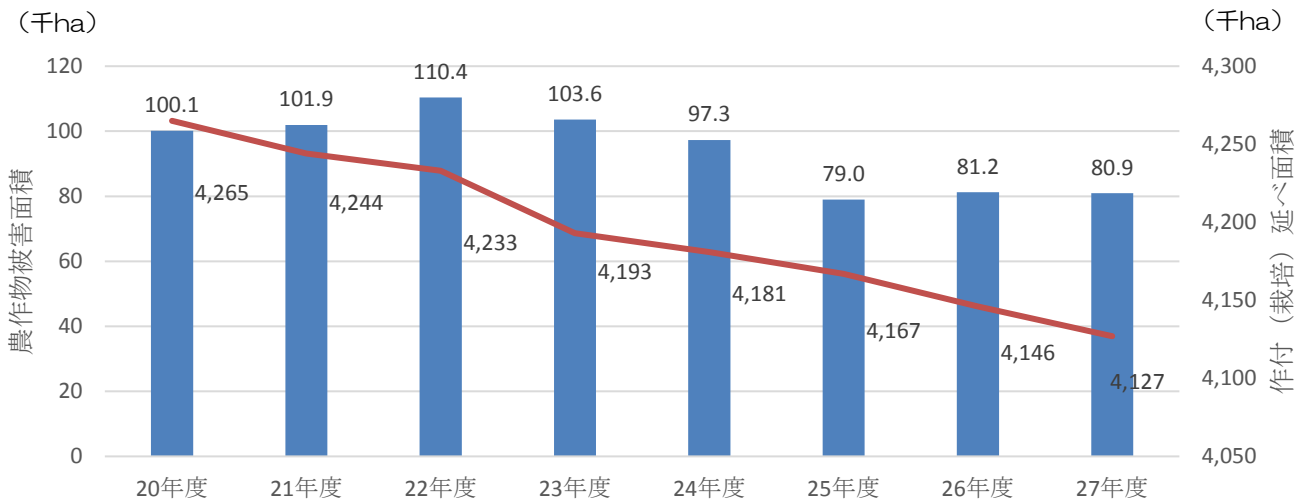
(注) 公正取引委員会の資料を基に当省が作成した。

○ 農作物被害額の推移（H20～H27）



（注）「鳥獣被害の現状と対策」（平成29年6月農林水産省）におけるデータを基に当省が作成した。

○ 農作物被害面積及び作付（栽培）延べ面積の推移（H20～H27）



（注）被害面積は農林水産省公表資料「全国の野生鳥獣による農作物被害状況」、作付（栽培）延べ面積は同「耕地及び作付面積統計」を基に当省が作成した。

○ 狩猟免許所持者数（年齢別）の推移（S50～H26）



（注）環境省公表資料「年齢別狩猟免許所持者数」から抜粋した。